

月形町義務教育学校基本構想（案）の修正に係る新旧対照表

項目	新	旧	理由
<p>第2章 2 建設概要 (3) 建設形態 [P-9]</p>	<p>現在の月形中学校の校地内に新たな<u>校舎・屋内運動施設</u>を建て、完成後、<u>現校舎・屋内運動施設</u>の取り壊しを行います。工事期間中は、できる限り既存の学校教育活動に支障のない方法を検討します。なお、<u>校舎・屋内運動施設</u>の建設にあたり、必要に応じ現校舎の一部や教職員住宅の先行取り壊しについて検討します。</p> <p>また、<u>校舎・屋内運動施設</u>の配置にあたっては、将来的な給食センター設置の可能性や文教エリアとしての役割を踏まえたものとします。</p> <p>【改修・増築によらない理由】</p> <p>また、<u>現屋内運動施設</u>の面積(750 m²)も前期・後期課程で共用することを考慮すると、アリーナ部分の面積の不足により学校教育活動に支障が生ずるものと判断します。</p>	<p>現在の月形中学校の校地内に新たな<u>校舎</u>を建て、完成後、<u>現校舎</u>の取り壊しを行います。工事期間中は、できる限り既存の学校教育活動に支障のない方法を検討します。なお、<u>校舎</u>の建設にあたり、必要に応じ現校舎の一部や教職員住宅の先行取り壊しについて検討します。</p> <p>また、<u>校舎</u>の配置にあたっては、将来的な給食センター設置の可能性や文教エリアとしての役割を踏まえたものとします。</p> <p>【改修・増築によらない理由】</p> <p>また、<u>現屋内運動場</u>の面積(750 m²)も前期・後期課程で共用することを考慮すると、アリーナ部分の面積の不足により学校教育活動に支障が生ずるものと判断します。</p>	<p>建設区分として、校舎と屋内運動施設は分けられています。本基本構想(案)につきましては、屋内運動施設も建て替えする内容となっておりますが、より分かりやすく適切な表現とするため、「校舎」を「校舎・屋内運動施設」に改めます。</p> <p>また、これに伴う文言統一のため「屋内運動場」を「屋内運動施設」に改めます。</p>